

Step 5 / Step 6 【作成の優先度が相対的に高くないと判断した場合】 本人・地域関係者による個別避難計画の作成

※【作成の優先度が高いと判断した場合】の手順は P. 24～

個別避難計画作成の優先度が相対的に高くないと判断した場合については、本人が、家族や町内会・自治会、自主防災組織等の支援を得て、計画を作成する方法が考えられます。区市町村は、本人から提出された計画について、記入漏れ等がないか確認した上で、当該計画を個別避難計画として取り扱います。

【取組のポイント】

- ・本人から区市町村に個別避難計画を提出する際に、あわせて、外部提供の同意を確認することが適当です。
- ・本人から提出された計画の記載事項等の確認は、福祉専門職など外部に委託することも可能です。
- ・避難支援の実効性確保のため、要支援者本人が計画を作成する場合でも、必要な支援等について、避難支援等実施者と十分な相談・調整を行うよう案内することが適切です。

事例 1

勸奨通知を送付、様式を改良、返送がない人をフォロー

記入欄の一部や防災マップで確認した情報をチェック方式で記入できるよう様式の見直しを行い、個別避難計画の作成を促進するため、対象者へ個別避難計画勸奨通知を送付した。個別避難計画の原本には事前に本人情報(氏名、生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等)を印字したのち、返信用封筒を同封し、返送を促した。また、市で返送された計画を精査した後、個別避難計画の控えを避難支援等実施者分も含め3部本人へ送付した。

返送がない優先度の高い人に対して、市職員が家族へ連絡し、計画作成を促した。

三重県伊勢市(令和4年度「内閣府個別避難計画作成モデル事業報告書」より)